

第2期 栗東市スポーツ推進計画



令和 2年 6月

第2期 栗東市スポーツ推進計画 目次

■第1章 第2期栗東市スポーツ推進計画の策定にあたって	
(1) 計画改定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画改定の背景	3
(4) 本計画におけるスポーツの定義	4
(5) 計画の期間	4
■第2章 スポーツ推進計画の実績と課題	
(1) 第1期スポーツ推進計画の実績と課題(評価)	5
(2) 第1期計画の実績やアンケート結果からみた現状と課題	7
■第3章 基本方針と施策体系	
◆『健康で元気！笑顔あふれるスポーツ市民りっとう！』の実現	8
◆めざす姿(基本理念)	8
◆施策体系	9
■第4章 スポーツ環境の向上、計画推進の取組みと方策	
1 市民の健康づくりと地域に活力をもたらすスポーツ環境づくり	10
◆方策	
(1) スポーツを通じた地域づくり・地域活性化の取組み	11
(2) スポーツを通じた健康で豊かな市民生活の実現	12
(3) 多様なスポーツ関係団体との連携、協働による取組み	13
(4) 障がいのある人のスポーツ参加機会向上への取組み	14
(5) 総合型地域スポーツクラブの育成	15
2 次代を担う子どもたちの運動・スポーツの充実	16
◆方策	
(1) 幼児期からの運動(遊び)スポーツ活動の取組み	17
(2) 運動部活動の活性化と充実への取組みと指導者の確保	18
3 ライフステージ、目的に応じたスポーツ機会の創出	19
◆方策	
(1) 多様なニーズに応えるスポーツ活動推進への取組み	20
(2) スポーツ推進委員の活用と人材育成、活動への取組み	21
(3) 競技スポーツ推進への取組み	22
4 魅力あるスポーツ環境の整備・活用と施設の充実	23
◆方策	
(1) 公共スポーツ施設、身近な施設の有効活用、活性化への取組み	24
(2) 安全で気軽にスポーツに親しめる環境づくりへの取組み	25
(3) 学校体育施設の有効活用促進への取組み	26
5 スポーツを通じた交流・連携の促進とスポーツ関連情報の充実	27
◆方策	
(1) 地域の特色を活用したスポーツイベント等への取組み	28
(2) 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を進める環境づくりへの取組み	29
(3) スポーツ情報の充実と整理、発信への取組み	30
■第5章 計画推進のために必要な事項	
(1) 多様な主体による計画推進のための役割	31
(2) 計画の進捗状況の検証と計画の見直し	32
付 表	33
栗東市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱	35
栗東市スポーツ推進計画策定委員会委員名簿	36
栗東市スポーツ推進計画策定委員会委員経過	37

■第1章 第2期栗東市スポーツ推進計画の策定にあたって

(1) 計画改定の趣旨

栗東市では市民の皆さんと行政が力を合わせてまちづくりに取り組んでいくための指針として、令和2年3月に「第六次栗東市総合計画」※1を策定しました。

その中で本市では、スポーツ施設の充実や市民による主体的なスポーツ活動の実践によって、健康づくりに重点を置いた活力のあるまちを目指しています。

スポーツ活動は、市民の健康の保持増進はもとより、生活の満足感を高め、人と人との絆を深め、豊かなコミュニティあふれる社会の実現に欠かせないものです。また、子どもたちにとっても自主性や協調性、責任感、何事にもくじけない心を育てるなど人間形成に重要な影響を与えます。

また、スポーツをとりまく社会情勢にあっては、令和3年に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）※2、同年にワールドマスターズゲームズ2021関西（以下「WMG2021関西」という。）※3、令和6年には国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）・全国障害者スポーツ大会（以下「障スポ」という。）※4の滋賀県開催の内定など、大規模なスポーツイベントの開催が決まっており、市民のスポーツへの関心が高まっています。

本市では、生涯を通じ、ライフステージに応じた「する」「みる」「ささえる」スポーツを推進することで、活力があり絆の強い社会、健康で豊かなまちづくりの実現を目指すため本計画を策定します。

※1 栗東市総合計画は、本市が策定するすべての計画の基本となり、行政運営の総合的な指針になる計画です。第六次計画は、令和2年度から令和11年度までの10年間を期間として、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三層構造で構成されます。将来都市像：『いつまでも住み続けたい 安心な元気都市 栗東』

※2 東京オリンピック・パラリンピック競技大会（正式名称：第32回オリンピック競技大会・東京2020パラリンピック競技大会）：東京オリンピックは、令和3年7月23日から8月8日にかけて東京都を中心にして33競技339種目で開催されます。東京パラリンピックは、令和3年8月24日から9月5日にかけて東京都を中心に開催される障がい者（対象：肢体不自由、脳性麻痺、視覚障害、知的障害）の国際競技大会で22競技540種目で競われます。

※3 ワールドマスターズゲームズ2021関西は、30歳以上成人・中高年の一般アスリートを対象とした生涯スポーツの国際競技大会で、令和3年5月に近畿・中国・四国地域を会場に35競技59種目で開催されます。

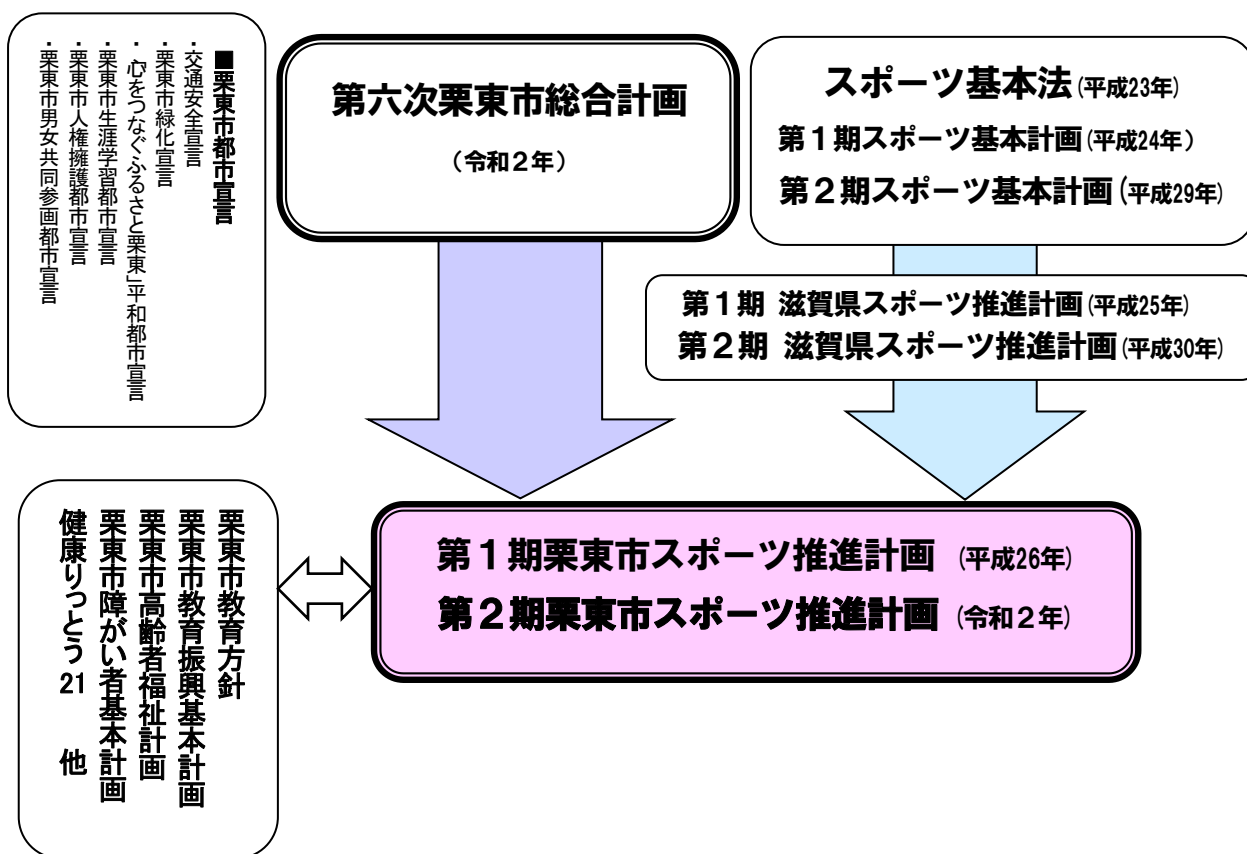
※4 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会は、日本スポーツ協会、文部科学省と開催都道府県の共催で毎年、都道府県対抗形式でおこなわれる競技会で、冬季大会（スケート、アイスホッケー、スキーの3種目）、本大会（陸上競技などの正式競技・高校野球の特別競技や公開競技からなる40余りの種目）に分けて開催されます。本大会は各都道府県持ち回り方式で開催され、2巡目の滋賀県開催となる第79回大会は令和6年に予定されています。全国障害者スポーツ大会は、文部科学省、公益財団法人全国障がい者スポーツ協会、開催都道府県・市町村などが共催する障害者スポーツの全国大会で、国スポ本大会に引き続いて開催されます。陸上競技、水泳、バスケットボールやバレーボールなど個人・団体が14競技が3日間の日程でおこなわれています。

(2) 計画の位置づけ

国は、平成23年8月に「スポーツ基本法」を施行し、その中で地方公共団体の責務、スポーツ団体の努力等を明らかにしました。さらに施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「スポーツ基本計画」を策定しています。

滋賀県においても同法・同計画を参酌して、平成25年3月に「滋賀県スポーツ推進計画」、平成30年3月には「第2期滋賀県スポーツ推進計画」を策定しました。

本市においては、スポーツ基本法、滋賀県スポーツ推進計画を参酌しつつ市の第六次総合計画にある、教育プラン、社会福祉プランなどと整合を図りながら、スポーツを取りまく社会情勢と地域性を考慮に入れて、スポーツ推進の基本的な方針や施策を本計画として定めました。



(3) 計画改定の背景

①社会的背景

近年、少子高齢化や、情報化社会の進展などにより、利便性の高いライフスタイルが求められる一方、核家族化や孤立化による社会的コミュニティの希薄化、心の病や運動不足による生活習慣病の増加など、多くの課題を生み出しています。

そのような中で、滋賀県の小学生の体力は全国平均に比べ全体的にやや低位な状態※5であり、成人の週1回以上のスポーツの実施率も全国平均を下回り※6、障がいのある人の実施率※7も低い数値を示しています。

また、高齢化社会の到来で高齢者の健康づくりや介護予防等への意識が高まるなど、市民を取り巻くスポーツ・運動環境は多様化を深めています。

これらの課題に対してスポーツは、幸せで豊かな生活を営むためには欠かせないものであり、身体性(運動機能・健康)、精神性(忍耐力・フェアプレイ精神などの養成、強い気持ちの獲得)、社会性(人と人の関わり、社会性の獲得など)を醸成する上で果たす役割りは大きいものがあります。

さらに、令和6年には国スポ・障スポ大会が滋賀県、各市町で開催されることが内定しており、全市あげての取組みが求められています。

②国・滋賀県の状況

平成23年8月に施行された「スポーツ基本法」では、「スポーツは世界共通の人類の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利である」とし、以下の基本理念を示し、国民のスポーツ振興の指針としています。

- ・学校・スポーツ団体・家庭・地域の相互連携
- ・人々の交流促進・地域間の交流の基盤整備
- ・スポーツを行う者の心身の健康の保持増進・安全の確保
- ・障がいのある人が自主的、積極的にスポーツを行うことができるようになるための配慮
- ・競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携・効果的な実施
- ・国際相互理解の増進・国際平和への寄与
- ・スポーツに対する国民の幅広い理解・支援

平成29年に策定された「第2期スポーツ基本計画」※8では、法の理念を実現するため、スポーツ参画人口の拡大、一億総スポーツ社会の実現等への取り組みを中長期的な基本方針として示し、地方自治体に対しては、地域の特性やニーズに応じたスポーツ施策を主体的に実施するとともに、スポーツを通じた健康増進、共生社会の実現や経済・地域の活性化などに関係部局・団体の一体となった取組みが期待されています。

滋賀県は、平成25年3月に「滋賀県スポーツ推進計画」、平成30年には「第2期滋賀県スポーツ推進計画」を策定し、第2期計画では、向こう5年間において、スポーツの力で①「豊かで健やかな生活」②「元気な地域」③「感動の滋賀」を創る、三つの基本方針を掲げ、すべての県民が身近にスポーツを楽しみ、互いに連携・協働することで県民であることに誇りを感じて幸福で豊かな生活を営むことができる共生社会の実現を目指しています。

③栗東市の状況

栗東市は、平成 22 年に「第五次栗東市総合計画」をまちのさまざまな課題解決の指針として策定しました。そこには、「市民主体、市民協働によるまちづくり」「交流や連携で活力を創造するまちづくり」「優れた自然環境や歴史文化を保全・継承し、発展させるまちづくり」を基本理念として掲げ、生涯スポーツを推進するまちづくりを目指しています。そして、市民の健康増進、生涯スポーツの普及を促進していくことを掲げています。令和 2 年からの「第六次栗東市総合計画 前期基本計画」においても基本事業を引き継ぎ、令和 6 年に開催される国スポ・障スポ大会に向けた施設整備の取組みや、大会を見据えた競技力向上への取組みも加えています。

(4) 本計画におけるスポーツの定義

本計画における「スポーツ」とは、自らの能力と技術の限界に臨むことを目的とした競技スポーツだけではなく、年齢や性別、障がい等を問わず、広く市民が体力や健康の保持・増進、介護予防などを目的とした誰もが取り組める運動、ストレスの解消や気晴らし、家族・仲間や地域の多様な人びととの交流を目的としたレクリエーションなど、「する」という観点から、生活を豊かにするあらゆる自発的な身体運動を含めています。

また、スポーツの観戦やスポーツ活動を支えるサポーターや指導者の育成など、「みる」「ささえる」観点からのスポーツも含んでいます。

(5) 計画の期間

令和 2 年度より 6 年間とし、本市のスポーツ推進における基本方針や、それに沿った施策目標や指標を定めています。※9 但し期間中であっても社会情勢、進捗状況などに応じて計画の見直しをおこないます。

※5 小学 5 年生体力合計点 男子(県 52.85 全国 53.61) 女子(県 54.05 全国 55.59)

出典：『令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果』 滋賀県 令和元年

※6 成人のスポーツ実施率～週1回以上～ (国42.5% 県36.0%)

出典：国 『スポーツの実施状況等に関する世論調査』 スポーツ庁 平成28年

県 『平成28年度県民のスポーツライフにかかわる実施状況調査報告書』 滋賀県 平成28年

※7 障がいのある人のスポーツ実施率～週1回以上～ (国19.2%)

出典：『地域における障害者スポーツ普及促進事業(障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究)報告書』 スポーツ庁 平成27年度

※8 スポーツ基本計画は、スポーツ基本法に示された理念の実現に向けて平成24年度から10年間の推進の基本方針と5年間(平成24～28年度)に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を示しました(第1期スポーツ基本計画)。第2期スポーツ基本計画は、第1期計画の政策目標や施策等を踏襲しつつ、中長期的な基本方針として①スポーツで「人生」が変わる!、②スポーツで「社会」を変える!、③スポーツで「世界」とつながる!、④スポーツで「未来」を創る!と定め、スポーツの力で楽しく健康でいきいきとした人生、前向きで活力に満ちた国・絆の強い世界の実現、スポーツに参画する人口の拡大・他分野との連携、協働による「一億総スポーツ社会」の実現を目指しています。さらに、平成29年度から5年間に取り組むべき施策については次の4つの政策を明示しています。

(1) スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の提供

(2) スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

(3) 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

(4) クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

※9 第2期計画の期間は、国スポ・障スポ大会滋賀県開催令和6年の翌年としています。

■第2章 スポーツ推進計画の実績と課題

(1) 第1期スポーツ推進計画の実績と課題(評価)

第1期のスポーツ推進計画では、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」をキーワードに、各々のライフステージやライフスタイルに応じたスポーツ機会の拡充、整備、さらに、スポーツを通じて子どもから高齢者の方までが、それぞれの夢に向かって歩める健康で豊かな生涯スポーツのまちづくりを基本に5つの基本方針(考え方)を定めてスポーツ推進に取り組み、具体的な施策を展開してきました。

また、本計画の推進にあたり、方策ごとに実績評価を指標として定めています。

①第1期計画の取組実績

基本方針 (考え方)	方 策	主な取り組み・事業		実績評価	主体等
		平成 25 年度 (実績値)	第1期の目標値 平成 30 年度 (目標値)		
(1) 市民の健康づくりと地域に活力をもたらすスポーツ環境づくり	【指標・目標】		第1期の目標値		達成度
			平成 30 年度 (目標値)	平成 30 年度 (実績値)	
	社会体育施設の利用者数	217,000 人	252,000 人	276,776 人	A
	健康のためのスポーツ (週 1,2 回以上) 実施率	37%	45%	32%	C
	スポーツを通じた地域づくり、地域活性化の取り組み	運動会・スポーツ大会、みんなのスポーツ講習会、市民スポーツ大会、スポーツ協会スポーツ教室等の開催		B	地振協・市スポーツ協会・市・総合型地域スポーツクラブ
	スポーツを通じた健康で豊かな市民生活の実現	スポーツ協会・スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブの活動、地域スポーツの指導者育成		B	地振協・市スポーツ協会・市
	多様なスポーツ関係団体との連携、協働による取り組み	ロード競技三大会、研修・講習会の開催、スポーツイベント共催・後援、スポーツ表彰等		B	地振協・市スポーツ協会・市
	障がいのある人のスポーツ参加機会向上への取り組み	スポーツ推進委員の資質向上・事業への指導派遣等		B	各種障がい者団体・市
総合型地域スポーツクラブの育成	社会体育施設利用料減免、学校開放団体登録料の免除、スポーツ推進委員等の派遣		C	市スポーツ協会・市	
(2) 次代を担う子どもたちの運動・スポーツの充実	幼児期からの運動(遊び)スポーツ活動の取り組み	アクティブチャイルドプログラム(ACP)・ジュニアなんでも運動教室		A	市スポーツ少年団・市スポーツ協会
	学校の体育・保健体育の授業充実への取り組み	栗東市体育科実技講習、各校体力向上プランの作成、「ふだんの生活習慣アンケート」の実施		B	市・県
	運動部活動の活性化と充実への取り組み	部活動の指導ガイドライン作成、外部指導員の活用		C	市・各中学校

基本方針 (考え方)	方 策	主な取り組み・事業		実績評価	主体等
(3) ライフ ステージ、 目的に応じ たスポーツ 機会の創出	【指標・目標】	平成 25 年度 (実績値)	第 1 期の目標値		達成度
			平成 30 年度 (目標値)	平成 30 年度 (実績値)	
	スポーツ観戦 (年数回以上)の実施率	33.8%	40.0%	26.0%	D
	楽しみのためのスポーツ (週 1,2 回以上) 実施率	12.6%	15.0%	8.0%	D
	多様なニーズに応えるスポ ーツ活動推進への取り組み	ロード競技三大会、各種スポーツ 教室、運動会・スポーツ大会の開 催、スポーツ推進委員の派遣、ス ポーツ指導者の養成事業		B	地振協・市スポ ーツ協会・市
スポーツ推進委員の活用と 人材育成、活動への取り組み	スポーツ派遣指導、ふれあいニ ュースポーツ大会の開催、委員の研 修・講習会参加		B	市	
(4) 魅力あ るスポーツ 施 設 の 整 備・活用と 環境の充実	【指標・目標】	平成 25 年度 (実績値)	第 1 期の目標値		達成度
			平成 30 年度 (目標値)	平成 30 年度 (実績値)	
	アウトドアスポーツ (月 1,2 回以上) 実施率	11.1%	15.0%	30%	A
	ニュースポーツの認知度 (やったことのある人)	22.0%	30.0%	13%	D
	公共スポーツ施設、身近な施 設の有効活用、活性化への取 組み	施設・設備の長寿命化・改修、近 隣市との施設優遇利用、ユニバー サルデザインの推進		B	市
	安全で気軽にスポーツに親 しめる環境づくりへの取組 み	施設・設備の整備、公園等のスポ ーツ利用促進、救急救命技術の習 得、指導者養成事業		B	市スポーツ協 会・市
学校体育施設の有効活用促 進への取り組み	施設・設備の整備、利用手続・ル ールの徹底、利用者等との連絡・ 連携の促進		B	市	
(5) スポー ツに親しむ 情報の充実 とスポーツ 交流の推進	【指標・目標】	平成 25 年度 (実績値)	第 1 期の目標値		達成度
			平成 30 年度 (目標値)	平成 30 年度 (実績値)	
	スポーツその他社会活動へ のボランティア支援 (月 1,2 回以上)の実施率	23%	28%	5%	D
	自然環境など地域の特色を 活用したスポーツイベント 等への取り組み	ロード競技三大会・馬に親しむ日 乗馬教室事業の開催、大会等の後 援		B	市スポーツ協 会・市
スポーツイベントを通じた 地域間、世代間交流への取組 み	ロード競技三大会・馬に親しむ日 事業の開催、国スポ・障スポ大会 の運営等に関する他県・競技団体 等との情報交換・交流		B	市スポーツ協 会・市	
スポーツ情報の充実と整理、 発信への取り組み	SNSによる情報発信、冊子やチ ラシ・ポスターの作成・配布		B	市スポーツ協 会・市	

●表中の実績評価は、評価の「A」はすべてにおいて計画以上に進んでいる、「B」はすべてにおいて目標に達している、「C」は概ね目標に達しているが未達成の事業がある、「D」は目標達成できてない、に区分した。

(2) 第1期計画の実績やアンケート結果からみた現状と課題

第1期計画の取組実績は前表にまとめていますが、スポーツ事業については、概ね目標値に達するものの、個人的な取組みでは月1,2回のアウトドア・スポーツの実施率を除けば、目標を達成できてない「D」評価となっています。

平成30年に実施した市民アンケート調査（以下「今回のアンケート」という）の結果では、後述（13頁）するように市民の健康への関心は高いものがありますが、平成25年度と今回のアンケートを比較すると、競技のためのスポーツを「非常によくする・よくする・時々する」17.5%（前回6.2%）、健康のためのスポーツを「非常によくする・よくする・時々する」48.9%（前回54.4%）、楽しみのためのスポーツを「非常によくする・よくする・時々する」3.6%（前回24.2%）となり、競技のためのスポーツを除けば数値の落ち込みが顕著です。

また、健康のためのスポーツを年代別に見てみると、60歳代が64.1%と高い一方、20歳代48.3%と低調になっています。こうした傾向は、平成25年度のアンケート調査※10結果と重なっており、より一層顕著になっています。

さらに、スポーツを実施する上での阻害要因をアンケートから見ると、ア『一緒にする家族や友人がいない』、イ『スポーツやレクリエーションをする時間がない』への回答は、「あてはまる」、「非常にあてはまる」とした回答が39%（前回59.8%）、ウ『私には向かない（嫌いだ）』との答えは15%（前回14.8%）、エ『金銭的余裕がない』は19%（前回26.8%）となっています。

大きな数値を示したアとイの項目を、年齢層でみると、アの項目では20・30・40歳代がそれぞれ32%・43%・46%（前回53.3%・57.3%・52.7%）、イの項目では20・30・40歳代が52%・53%・46%（前回37%・57.3%・51.0%）となり、仕事や子育てなどに多忙を極める20・30・40歳代においても、スポーツ実施率の拡大が見てとれます。今後も、成人のスポーツ実施率を拡大するために、例え僅かな時間であっても家族や友人と一緒に気軽にスポーツに取り組んでもらえる環境づくりが必要となります。

また、ウとエについては、10・20歳代の若年層に顕著であり、競技志向を高める人たちとの間で二極化が見られます。このため幅広い年齢層や経済状況、ライフステージに対応できるスポーツ環境づくりが必要です。

※10 『2013年度 栗東市民余暇活動調査』 栗東市・びわこ成蹊スポーツ大学佐藤研究室 平成25年

■第3章 基本方針と施策体系

■スポーツ推進の将来像（めざす姿）

『健康で元気！笑顔あふれるスポーツ市民りっとう！』の実現

■めざす姿(基本理念)

趣味、自由時間、美容、健康、競技、職業といった様々な形で、スポーツは、私たちの暮らしの中にあります。スポーツ基本法には、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、その自発性により各々の関心や状況に応じて安全で公正な環境で日常的にスポーツを楽しみ、スポーツ活動に参画することのできる機会が確保されなければならないとしています。

本計画では、「する」「みる」「ささえる」の3つの観点から、市民の「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに取り組むことができるように、スポーツや運動に親しむことができる環境づくりや、ライフステージやライフスタイルに応じたスポーツ機会の拡充を図り、健康で豊かな生涯スポーツのまちづくりの実現に向けて、将来像（めざす姿）を提案し、計画的に施策を展開していきます。

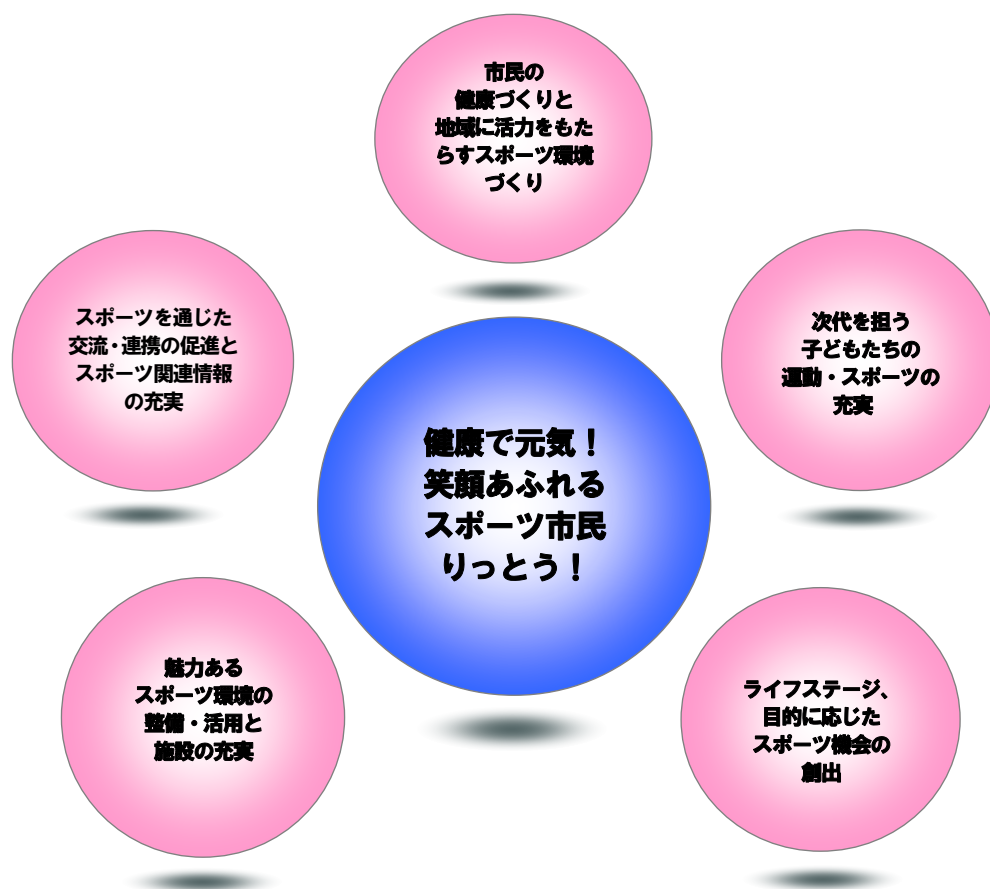
また、東京 2020 大会や、滋賀県国スポ・障スポ大会などが開催されることを契機に、本市を取り巻くスポーツ環境も大きく変化しようとしており、スポーツが身近にあるまちの風景づくりを目指します。

ースポーツが身近にあるまちの風景ー

- スポーツが夢や希望を与え市民が元気に輝いているまち。
- 子どもたちや、高齢者、障がい者が安心してスポーツを楽しめるまち。
- 公園で子どもたちの明るい声がひびくまち。
- 体育館や校庭がスポーツをする人の笑顔であふれるまち。
- まちなかでウォーキングなど体を動かしている人をたくさん見かけるまち。
- 障がいのある人、ない人が一緒にスポーツを楽しむまち。
- 高齢者を含め、家族みんなでスポーツ大会に参加するまち。
- スポーツの話題がまち中にあふれるまち。

■施策体系

施策体系は、計画の目指す姿の実現に向けて、5つの基本方針を掲げ、方針に沿った施策を設定し、スポーツの推進を図ります。



栗東市スポーツ推進計画の体系

■目標像 『健康で元気！笑顔あふれるスポーツ市民りっとう！』

基本方針	施策（方策）
1 市民の健康づくりと地域に活力をもたらすスポーツ環境づくり	(1) スポーツを通じた地域づくり・地域活性化の取組み (2) スポーツを通じた健康で豊かな市民生活の実現 (3) 多様なスポーツ関係団体との連携、協働による取組み (4) 障がいのある人のスポーツ参加機会向上への取組み (5) 総合型地域スポーツクラブの育成
2 次代を担う子どもたちの運動・スポーツの充実	(1) 幼児期からの運動（遊び）スポーツ活動の取組み (2) 運動部活動の活性化と充実の取組みと指導者の確保
3 ライフステージ、目的に応じたスポーツ機会の創出	(1) 多様なニーズに応えるスポーツ活動推進への取組み (2) スポーツ推進委員の活用と人材育成、活動への取組み (3) 競技スポーツ推進への取組み
4 魅力あるスポーツ環境の整備・活用と施設の充実	(1) 公共スポーツ施設、身近な施設の有効活用、活性化への取組み (2) 安全で気軽にスポーツに親しめる環境づくりへの取組み (3) 学校体育施設の有効活用促進への取組み
5 スポーツを通じた交流・連携の促進とスポーツ関連情報の充実	(1) 地域の特色を活用したスポーツイベント等への取組み (2) 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を進める環境づくりへの取組み (3) スポーツ情報の充実と整理、発信への取組み

■第4章 スポーツ環境の向上、計画推進の取組みと方策

計画の将来像（めざす姿）の実現に向けて、5つの基本方針を定め、方針に沿った施策目標や指標を設定し、スポーツの推進に取り組めます。

1 市民の健康づくりと地域に活力をもたらすスポーツ環境づくり

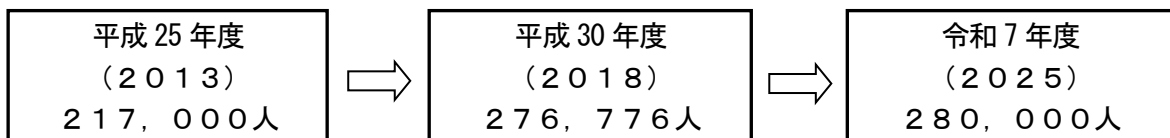
（趣旨）

スポーツには人と人、人と社会とを結びつける力があり、スポーツを通じた交流と連携は、地域コミュニティの再生にもつながり、地域の諸課題を解決する力、活力となることが期待できます。だれもが気軽にスポーツを楽しめるスポーツ環境づくりに努め、あらゆる市民がよろこびをもってスポーツに親しめるよう、指導者の育成、トップアスリートとの交流機会やスポーツへの参加機会の拡充を進めます。

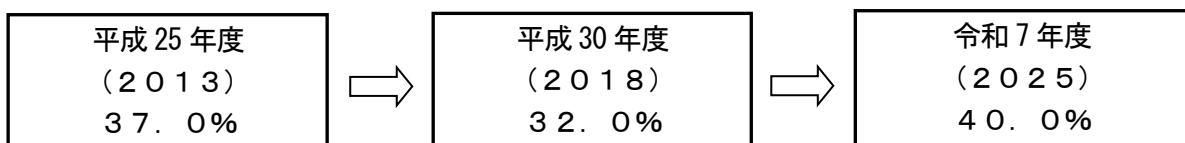
また、令和6年に滋賀県で開催される国スポ・障スポ大会は、全国から集まるトップアスリートのモチベーション、技術の高さやチームプレイ等を市民が身近に観る、感じることのできる絶好の機会です。大会の開催を通じて本市では、競技者をめざし「競技をする」、指導者や家族、地域が一体となって「みて、競技者を応援する」、ボランティア活動や運営に携わり、大会を「ささえる」こと目標をつくります。そして、スポーツのすばらしさを市民が体感すると共に競技力の向上、競技人口の拡大に努めるほか、大会後も醸成されたレガシーの活用を図ります。

（指標・目標）

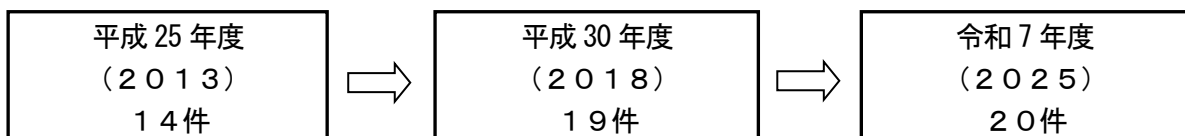
① 社会体育施設の利用者数



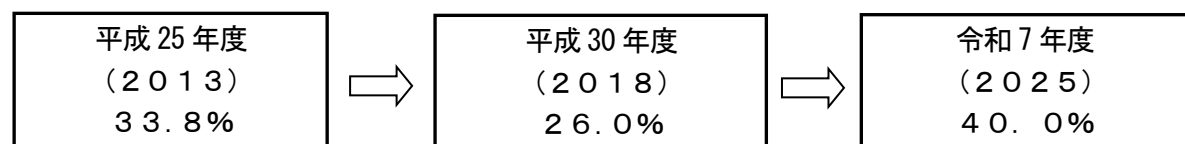
② 健康のためのスポーツ(週1,2回以上)の実施率



③ 本市が共催、後援するスポーツ事業数



④ スポーツ観戦(年数回以上)の実施率



◆方策(1) スポーツを通じた地域づくり・地域活性化の取組み

【推進の方向性】

地域住民と一緒にスポーツを楽しむ機会を多く持つことは、地域とのつながりを生み、地域の絆を育むものであり、地域で暮らし、子どもを育てる観点からも大変重要です。各学区地域振興協議会や自治会等では、運動会・スポーツ大会やウォーキングなどのスポーツを取り入れた事業を開催することで、地域の仲間づくり、まちづくりに役立っています。本市はスポーツ事業を発信することで地域を支え、年齢や障がい等の有無にかかわらず、だれもが共におこなうことのできるスポーツ活動の充実を図ります。

さらにスポーツ事業は、市内の自然や歴史、特産品などの文化や産業に触れながら地域住民や市外からの参加者との交流を深めることができます。地域資源を有効に活用し、観光と融合したスポーツイベントを開催することは、市外からの集客を増やすことともなり地域経済の活性化を図ることにもつながります。令和6年開催の国スポ・障スポ大会でも、こうした視点を持って運営に臨みます。

【第1期計画の実績やアンケート結果からみた現状と課題】

他者とふれあう機会の多いスポーツは、人とのつながりを通じた地域づくりに不可欠なものです。しかし、今回のアンケート結果からは、スポーツに関するボランティア活動・指導者・審判などの組織的・地域活動といった社会活動を、ア「よくする（非常によくする）」2%、イ「時々する」8%に対し、「しない」との回答は88%になります。地域では運動会やスポーツ大会が多く実施されていますが、家族や友人、近隣の住民と一緒にスポーツをする、みる、ささえることで、出会いや交流を生む機会ともなるため、協働の意識や役割は重要です。

また、本県・本市にとっても地域活性化の面でも重大なイベントとなる国スポ・障スポ大会に関しては、大会運営等で市民や各種団体の支援といった地域の力が不可欠です。ただし、両大会の「開催を知っている」と答えた方は16%にとどまっています。さらに、「是非ボランティアとして協力したい」0.9%、「要請があればできるだけ協力したい」9.6%となっており、関心が低いのが実情です。市民の関心が高まるよう気運を盛り上げる必要があります。

【推進の方策】

- ①市をはじめ各種の団体が、さまざまなスポーツイベントを開催します。スポーツに接する楽しさを体感してもらいながら市民相互の交流を深め、気軽に楽しめる機会を創出します。
- ②だれもが気軽に楽しむことができる軽スポーツ・ニュースポーツの普及に努めます。
- ③「市民スポーツ大会」を開催します。この大会を市民がスポーツ活動に参加する契機とし、スポーツの普及と競技力の向上を推進します。
- ④国スポ・障スポ大会には、全国各地から競技者・関係者が集います。競技を「する」だけでなく、開催地県民・市民が「みる」「ささえる」といった体験をすることができる機会でもあります。本大会前のリハーサル大会、令和6年の本大会に向けて県、各市町、競技団体、関係機関と連携し、開催準備を進めます。

◆方策(2) スポーツを通じた健康で豊かな市民生活の実現

【推進の方向性】

日頃から継続的にスポーツを行うことが生活習慣病の予防やストレス解消に役立つことは知られていますが、それでも多くの人※11が運動不足であることを感じながら生活している現状がうかがえます。そのような中、ウォーキング、体操などの軽い運動・スポーツへのニーズが高く、「健康・体力づくりのため」「楽しみ、気晴らしとして」スポーツ活動を実施している（してみたい）人※12が多いようです。

健康維持・増進のために、楽しみながら無理なくいつでも取り組めるスポーツが身近にある環境づくりを推進します。

【第1期計画の実績やアンケート結果からみた現状と課題】

今回のアンケートの結果から、本市における市民のスポーツ活動状況は、『週1,2回以上健康のためにスポーツに取り組む』という方が32%にのぼり、その内容は「アウトドアスポーツ」30%、「スポーツ観戦」26%を越えており、健康に対する関心が高いことがうかがえます。しかしこの数値は、文部科学省がスポーツ基本計画において目標とした「成人の週1回以上のスポーツ実施率が65%程度」や、滋賀県の第2期計画における目標値65%に対して、本市のアンケート結果とは大きな差異があり、運動不足の傾向がうかがえます。

また、今回のアンケートの結果では、『してみたい（続けたい）スポーツ』として、「ウォーキング」32%となり、数ある種目の中でも高い傾向を示しています※13。健康づくりには歩くことが欠かせないものとする市民が多いことが伝わります。ただ、日頃のウォーキングや散歩は特定のスポーツ施設を利用することなく、する時刻や場所、質や量などを各々が設定することが一般的です。

【推進の方策】

- ①地域振興協議会、市スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団や子ども会などの自主的な活動が重要な役割を担っています。健康・体力づくり、地域づくりにつながる事業展開が期待されます。本市は、開催協力、周知活動支援、市民ニーズ等の情報提供などをおこなって各種団体の活動をささえます。
- ②指導者の育成、充実のために研修・講習会等を開催し、関係団体等に広く周知を図ります。

※11 「大いに感じる」・「ある程度感じる」と回答した県民は75.8%

出典：『平成28年度県民のスポーツライフにかかわるスポーツ実施状況調査報告書』滋賀県 平成28年10月

※12 「健康・体力づくりのため」と回答した県民は46.2% 「楽しみ・気晴らしとして」と回答した県民は43.0%

出典：『平成28年度県民のスポーツライフにかかわるスポーツ実施状況調査報告書』滋賀県 平成28年10月

県『平成28年度県民のスポーツライフにかかわる実施状況調査報告書』 滋賀県 平成28年

※13 してみたい（続けたい）スポーツとしてウォーキングは県調査で45.6%

出典：県『平成28年度県民のスポーツライフにかかわる実施状況調査報告書』 滋賀県 平成28年

今回のアンケートでは、ウォーキング32%となるが、ジム16%、ジョギング13%と続き、歩行系の軽運動に対する市民の関心は、県調査に比べても遜色ない数値になると思われる。

◆方策(3) 多様なスポーツ関係団体との連携、協働による取組み

【推進の方向性】

地域におけるスポーツの運用にあたっては、行政を含むさまざまな組織、団体が連携・協働することが必要とされ、相互に不足を補うだけでなく、新たな発想を生み、事業の創設や充実につなげることで、より一層スポーツの持つ力を発揮させることになります。

本市では、こうした組織の連携・協働だけでなくボランティアの支援を得ながら、競技スポーツの振興、子どもの運動、スポーツ活動の充実、障がいのある人のスポーツ機会の拡大など横断的な取組みを推進します。また、令和6年の国スポ・障スポ大会の開催にあたっては経済・産業分野など、幅広い団体との連携・協働を進めます。

このほか、競技団体等の連絡を密にして、優秀な競技成果をおさめ、スポーツ振興に功績のあった個人や団体に対して、その栄誉をたたえと共に市民に広報します。

【第1期計画の実績やアンケート結果からみた現状と課題】

市内には、スポーツ協会や傘下の加盟競技団体、総合型地域スポーツクラブ、愛好者で構成される団体や企業・民間事業者などがあり、日常的にスポーツ事業が展開されています。各種のスポーツ団体に対する市民の認識を今回のアンケートでみると、下記の結果となりました。その結果は、活動実績に比べて市民への浸透が十分とは言えないのが実情です。市民に豊かなスポーツライフを提供するためには、スポーツ団体と連携して、本市のスポーツ振興に結びつける工夫が必要で、広報活動や体験事業の開催などの取組みを進めることにより、生涯スポーツの普及に努めます。

(問) 自分や家族の少年・少女スポーツに対する認識について

回 答	スポーツ少年団	スポーツクラブチーム	スポーツ教室・スクール	道場など	中学校などの外部指導員	スポーツボランティア
知っている・自分や家族が活動・参加したことがある	44%	27%	34%	18%	12%	16%
知らない・名前は知っているが内容はよく知らない	51%	67%	59%	77%	84%	79%

【推進の方策】

- ①各種団体間の連絡・調整等ネットワーク構築により競技スポーツや障がい者スポーツ、健康増進事業等の開催を進めます。
- ②スポーツマネジメント力の開発を目的とした研修事業を設けます。
- ③県や競技団体等と連携・調整しながら国スポ・障スポ大会を目指すアスリートを支援します。
- ④トップスポーツの観戦やアスリートなどとの交流機会を拡大します。
- ⑤国スポ・障スポ大会を機に各種競技会の運営等に支援していただくボランティアの募集・養成システムを検討・構築します。
- ⑥全国大会や国際大会出場選手・役員の激励会開催やスポーツ分野で一定の成果・功績をおさめた団体や個人を市並びに市スポーツ協会が表彰・広報することによりモチベーションの高揚を図ります。
- ⑦スポーツ・レクリエーションを通じて健康づくりや地域に活力をもたらす事業や大会開催を積極的に共催または後援します。

◆方策(4) 障がいのある人のスポーツ参加機会向上への取組み

【推進の方向性】

社会生活や地域の中で、障がいの有無にかかわらず一緒に運動やスポーツ活動を行うことは、ノーマライゼーションの理念や、誰もが生涯にわたりスポーツに親しむ社会の実現を図る上で大変重要です。そこで、障がい福祉・スポーツ振興に関係する機関が連携して障がい者のスポーツ振興に取り組めます。

だれもが参加しやすい場づくりに努めるほか、指導者や支援者（サポーター）の発掘や養成を進めます。

【第1期計画の実績やアンケート結果からみた現状と課題】

平成27年度の国の調査結果によると、週1回以上のスポーツ実施率が成人全般（42.5%）と成人障がい者（19.2%）※14とでは大きな差があります。近年、パラリンピックや障スポ大会といった競技性の高いスポーツ大会が国民の間に広く浸透してきましたが、生涯スポーツとしての取組みを障がい福祉関係機関とスポーツ関係機関とが連携して進める必要があります。また、障がいのある人に対する基本的な理解や障がいのある人が利用しやすい施設環境の整備、指導者・ボランティア等の人材不足への対処も課題となっています。

今回のアンケート結果をみると、健康上の『問題があってスポーツができない』に対する回答が「全くあてはまらない」が47%、「あてはまらない」が24%に対し、「非常にあてはまる」は11%、「あてはまる」は3%となっております。数値的には低いものの病気などによって運動が禁止されたり、運動できなくなった人たちが存在していることにも注意を払う必要があります。

【推進の方策】

- ①各種団体と連携してニュースポーツ体験イベントなど障がいのある人もない人も一緒にスポーツに取り組める機会づくりを推進します。
- ②障がい者スポーツの関係団体や市スポーツ推進委員協議会等と連携し、障がいの種類や程度に応じたスポーツ種目等を提案し、推進します。また総合型地域スポーツクラブ等の各種スポーツ団体が障がい者スポーツを研修できる機会の拡充に努めます。
- ③小中学校において福祉に関する体験的な学習等を活用し、子どもの頃から福祉への関心や理解を深める取組みを推進します。また、障がい者スポーツ団体と連携し、学校の教育活動の中で障がい者スポーツ選手と子どもたちがふれあうなどの機会づくりに努めます。
- ④障がいのある人に関わる団体間のネットワークの構築を図り、ネットワークを活用したスポーツの啓発に努めます。
- ⑤障がいのある人や高齢者がスポーツ活動に参加するために必要となる送迎や支援、それをささえる組織体制など、社会環境の整備に努めます。

※14 スポーツ実施率（1週1回以上） 成人障がい者：19.2% 成人全般：42.5%

出典：『地域における障害者スポーツ普及促進事業（障害者のスポーツ参加促進に関する調査研究）報告書』
スポーツ庁 平成27年度

◆方策(5) 総合型地域スポーツクラブの育成

【推進の方向性】

持続可能な生涯スポーツ社会を作るには、地域住民が積極的に参加するコミュニティが大きな役割を果たします。全国的にも平成7年度より文部科学省の提唱のもと、地域住民の自主的な運営を基礎とし、地域のスポーツ・文化環境の形成を目的とした、非営利活動型のコミュニティースポーツクラブの創設・育成が進められています。

本市では、治西ゆうあいスポーツクラブ（創設平成15年）、NPO法人りっとう（創設平成18年）の2つのクラブが継続してスポーツ教室や地域性を考慮した事業を展開しています。それらの取り組みを支援するとともに、多くの人が活動に参加しやすい環境づくりとともに啓発を推進します。

【第1期計画の実績やアンケート結果からみた現状と課題】

総合型地域スポーツクラブは、地域の住民が主体となって自らの会費や寄付等により自主的に運営し、スポーツ・文化活動を主としながら健康福祉や地域活性化など多様な課題の解決に向けて活動する組織ですが、今回のアンケートによれば、その存在を「知っている」9%、「聞いたことがある」8%とある一方、「知らない」との回答は80%に及んでいます。また、総合型地域スポーツクラブの実施する活動や事業についても、「よく参加している」1%、「何度か参加した」2%となり、「知っているが参加していない」12%、「知らない」83%と回答があり、市民に広く浸透していないのが実情です。

しかし、児童生徒や高齢者の加入割合が高く、地域の生涯スポーツ振興の柱として重要な組織であり、今後も安定した運営・管理がされるよう、周知活動や社会体育施設等の利用料減額等による支援や市スポーツ協会等との連携を一層強くしていく必要があります。

【推進の方策】

- ①総合型地域スポーツクラブに対して社会体育施設利用や学校体育施設利用に際して利用料・登録料の減免措置を講じるなど組織運営の定着・安定化に向けて支援を続けます。
- ②総合型地域スポーツクラブの活動がより活性化し、市民に定着するよう、市スポーツ協会やスポーツ推進委員協議会等と連携・協力を推進します。
- ③総合型地域スポーツクラブの活動を市や市スポーツ協会等で広報します。



2 次代を担う子どもたちの運動・スポーツの充実

(趣旨)

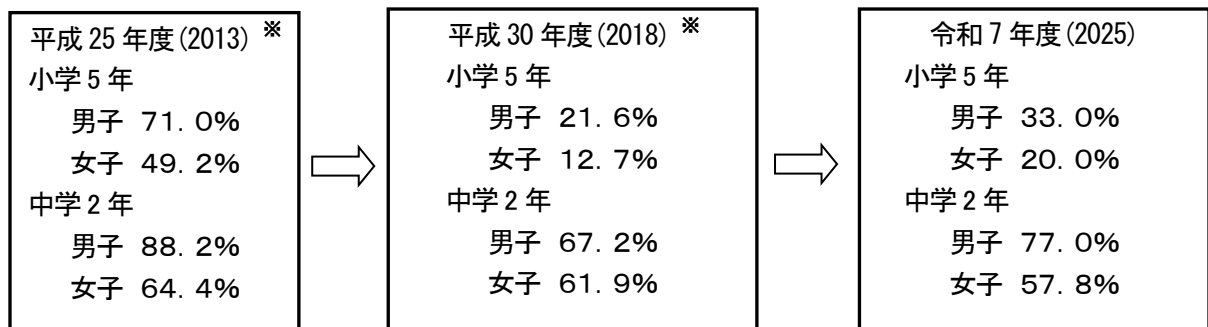
都市化にともなう身近な運動空間の減少や、身体活動をとまなわない遊びが増え、子どもたちの日常生活における運動の機会が減少しています。そのため、学校における体育、運動部活動は、体力の向上と合わせて児童・生徒の心身の健全な発達を促すとともに、生涯にわたる豊かなスポーツライフや競技スポーツの基礎づくりとして大きな意義をもっています。

滋賀県下においても子どもの体力・運動能力について種目によってはわずかずつ向上傾向にあるものの、全体的に小学生では全国平均より低位な状況です。また、運動やスポーツの実施状況について、好んで運動に取り組む子どもとそうでない子どもの二極化傾向も見られます。生涯にわたる運動全般の基本的な習慣を身につけやすい幼少期から、多様な動きが含まれる運動・遊び活動の取組みが重要と考え、学校教育の中で体力、運動能力の向上などのスポーツの充実に努めます。

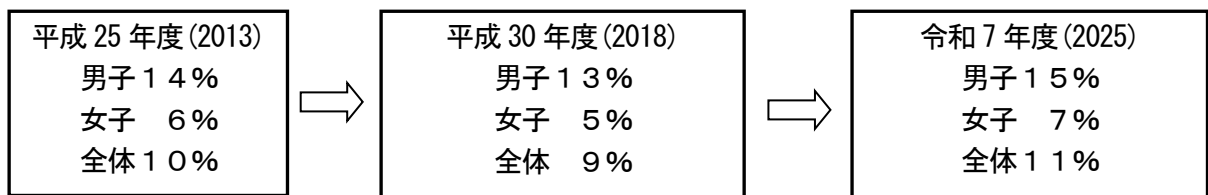
また、少子化が進む中、「一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する」「スポーツを通じて青少年のこころとからだを育てる」「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」をもとにスポーツを通じて栗東市の青少年健全育成を図っているスポーツ少年団に対して、今後も市スポーツ協会を通じて組織の充実、活動の支援を実施していきます。

(指標・目標)

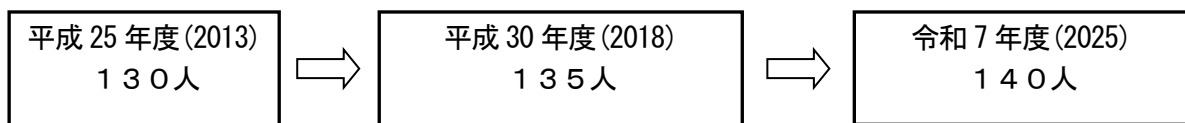
① 学校の運動部への加入率



② スポーツ少年団の加入率



③ スポーツ少年団指導者数



※ 出典：『全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書』スポーツ庁（小学5年生、中学2年生を対象とした調査）調査結果より、栗東市の数値を参照

◆方策(1) 幼児期からの運動（遊び）スポーツ活動の取組み

【推進の方向性】

幼児期から遊びを通じて運動を十分に行うことは、子どもたちが多様な動きを身につけることや、心肺機能や骨を形成することに加え、主体性や社会性を育むなど、人格を形成する上でさまざまな効果が期待されています。

体を動かす気持ちよさを感じ、進んで体を動かそうとする意欲を育てることは、青少年期における運動・スポーツ活動や体力の向上に良い影響を与えることから、学校・園、家庭、地域において遊びを含めた多様な運動の機会づくりなど、幼児期から運動（遊び）・スポーツ活動を充実させる取組みを推進します。

【現状と課題】

幼児から小学生の子を持つ子育て世代は、多くの調査でスポーツ離れが顕著に表れていますが、この世代は、スポーツ離れだけでなく、余暇活動や地域活動への関わりも稀薄になっています。

また、幼児期の活動は親の影響を受けやすいため、親のスポーツ離れは子どもに対する自然な遊びの機会を減らす原因ともなり、幼児期等に体を動かす楽しさや身体能力を獲得する機会を奪うことにもなりかねません。

子どものスポーツの充実には、親の理解・協力が必要不可欠であることは言うまでもありませんが、スポーツが苦手な子ども、障がいのある子どもも楽しめるスポーツ機会を創出する方策が求められます。

【推進の方策】

- ①幼児の体力増進を支援するため、幼児を対象に、運動等を通じた生活習慣の習得を支援する事業を実施します。
- ②子ども家庭支援の取組みとして、子どもや家庭に関するあらゆる相談に応じ、必要な支援の実施や情報提供を行います。身体を動かし親子で楽しめるプログラムを取り入れ、親子の心身の健康増進を図ります。
- ③地域の子どもたちが安全に遊べる身近な場所、また、地域のコミュニティ形成の拠点のひとつとして、児童公園を安心して集える場として活用していきます。
- ④幼児や児童の健全育成のため、学習、遊び、スポーツなどの場と機会を提供します。児童館や児童施設の事業において、スポーツ・遊びを通じて体力増進を図ります。
- ⑤小学校の校庭は、子どもたちが体育の授業や課外活動などにおいて、一年を通じて、良好な環境の中で使用できるよう、安全性や機能性、維持管理の面も考慮して整備します。また、未就園児に対して、保育園・幼稚園・幼児園の園庭や園舎等を開放し遊び場を提供します。

◆方策(2) 運動部活動の活性化と充実への取組みと指導者の確保

【推進の方向性】

学校における体育活動は、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するための基礎となるものです。特に運動部活動は、生徒が自発的、自主的にスポーツを行い、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を培うとともに、協調性、責任感、忍耐力を育てるなど人格形成の重要な場です。そのため、生徒のニーズに応じた活動の工夫や、指導者育成などの取組みにより運動部活動の活性化を推進します。

体育や保健体育の授業は、子どもたちが運動の楽しさにふれ、生涯にわたって運動・スポーツに親しむ資質や能力を育てます。

【現状と課題】

小学校における体育の授業や部活動、休み時間や放課後に好んで運動に取り組む子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られます。

子どもたちがスポーツに親しもうとしない主な理由は、「苦手」という否定的・消極的態度が一般には高いといわれます。

一方で、保護者とのスポーツ体験や観戦経験が少ないほど、スポーツ（団体）への関心が低い傾向にあります。そこで、家庭生活においても子どもたちがスポーツに親しむ機会を意識するように啓発することが重要です。生徒のニーズに応じた運動部活動の設置ができていないことが、加入率低下の要因の一つとしてあげられますが、そのためには、教員の多忙化や指導者不足の解消に取り組む必要があります。そこで外部指導員といった地域指導者の協力も求められていますが、現状では少数であり、指導者不足は解消されていません。

また、家庭生活においても、屋外で身体を動かして遊ぶ子どもや、民間・地域のスポーツクラブに加入して主体的に運動に親しもうとする子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られます。

【推進の方策】

- ①滋賀県が作成したDVD教材を活用するなどし、子どもたちがより楽しく、より主体的に運動に親しみ、運動に興味関心をもつことができる指導の充実を図ります。
- ②部活動の活性化をめざして、地域の人材等を部活動外部指導員として活用していきます。
- ③スポーツ指導者の確保や生徒の多様なニーズに応じて活動内容の創意工夫を図っていきます。
- ④競技スポーツに特化しない、勝ち負けにこだわらない多様なスポーツ種目・活動の育成を通じて、運動することの楽しさを再認識する場の提供に努めます。



3 ライフステージ、目的に応じたスポーツ機会の創出

(趣旨)

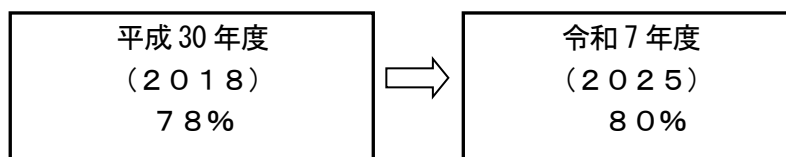
スポーツのある生活は、爽快感や達成感を得ることや生活習慣病の予防や症状の改善などにつながり、一人ひとりの人生を明るく豊かなものにしてくれます。一方で、市民のスポーツへの取り組みには、時間や年齢など様々な制約があります。

市民誰もがスポーツに気軽に取り組めるよう、一人ひとりのレベルや指向、ニーズの把握に努め、ライフステージやライフサイクル、競技レベルに応じた、多様なスポーツ活動の機会創出と気軽に楽しめる環境の整備、充実に努めます。

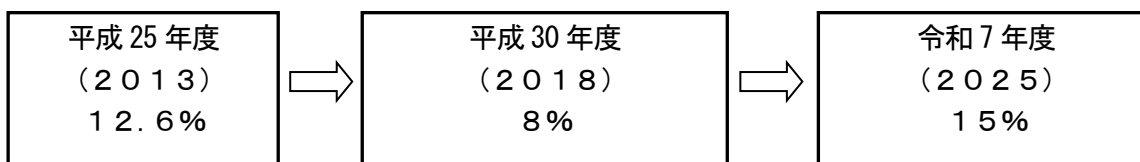
また、令和6年の国スポ・障スポ大会の開催に向けて整備される施設、人材や競技ノウハウ等を活かして、新たな市民ニーズの掘り起こしに努めます。

(指標・目標)

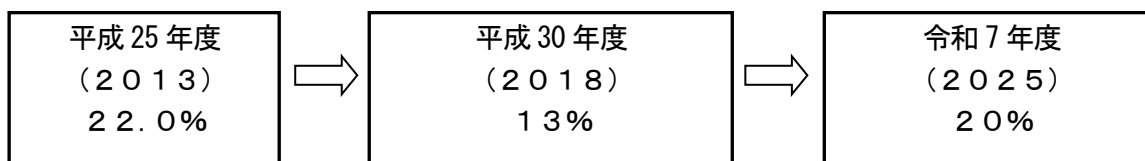
① これから(も)自分に合ったスポーツを楽しみたいと思う人の割合



② 楽しむためのスポーツ(週1,2回以上)の実施率



③ ニュースポーツの認知度(やったことがある人)



◆方策(1) 多様なニーズに応えるスポーツ活動推進への取組み

【推進の方向性】

生涯スポーツを推進する中、子ども、成人、高齢者、障がいのある人などスポーツをする人はさまざま、かつ初心者からエキスパートまでおられます。それぞれの目的やニーズにあった事業の展開とともにスポーツが得意でなくても楽しめる、子どもや高齢者、障がいのある人もだれもが個人であるいは家族や仲間と一緒に参加できるニュースポーツやレクリエーション等、気晴らしや余暇を楽しむスポーツ事業も必要です。また、多様な目的、ニーズに応じたスポーツ環境の整備も重要となるため、展開する事業と合わせて推進に努めます。

【第1期計画の実績やアンケート結果からみた現状と課題】

『週に1回以上スポーツをする』成人の割合について、平成28年度の県のアンケート調査※15結果では36%となり、性別による差は少ない一方で年代別にみると60歳代45%をピークとして若い年代ほど低くなる傾向（20歳代23.7%）を示しており、今回のアンケート調査結果からも同様の傾向が伺えます。ただし、自由時間に行うスポーツ活動は、観戦を含めて多様であります。また市スポーツ協会加盟団体は33団体（33種目）あり、各団体がそれぞれの目的のため多様な活動をしています。

本市では、『スポーツにむかない（嫌いだ）』と答えた人が15%ありますが、『どちらともいえない』と答えた人も30%に達します。この層がスポーツを潜在的に避けているとすれば、より多数の市民を対象としたスポーツ活動の奨励が重要な課題となっています。

【推進の方策】

①ニーズにあったスポーツの推進

(A) 子どものスポーツ

外遊びやスポーツ体験、プロ・トップレベルの競技観戦などの機会の充実や学校・家庭・地域が連携してスポーツに親しめる環境の整備に取り組みます。また、スポーツを通じて青少年健全育成を図っているスポーツ少年団※16の活動を今後も支援していきます。

(B) 成人のスポーツ

仕事帰りや休日、家事や育児の合間など、少しの余暇も健康づくりやスポーツに活用できるプログラムの提案や施設の利用を促進します。

(C) 高齢者・障がいのある人のスポーツ

地域や仲間との交流を大切にするとともに、興味や環境、運動能力に合わせたプログラムの提供を行います。

②新たなニーズの掘り起こし

本市で開催される国スポ・障スポ大会の競技種目が大会を期に市民生活に根付くよう、施設、人材やノウハウ等を活かしたニーズの掘り起こしや競技の普及に取り組みます。

※15 出典：『平成28年度県民のスポーツライフにかかわるスポーツ実施状況調査報告書』滋賀県 平成28年

※16 栗東市スポーツ少年団 「付表 1. 主な生涯スポーツ・健康増進活動の実施団体」を参照ください。

◆方策(2) スポーツ推進委員の活用と人材育成、活動への取組み

【推進の方向性】

本市では、地域からの推薦を受けて委嘱した27名のスポーツ推進委員（各学区3名×9学区）により構成するスポーツ推進委員協議会※17を設置して、だれもが楽しめるニュースポーツの普及に努めています。この協議会では、本市で生まれた競技、スローイングビンゴを中心に据えた「ふれあいニュースポーツ大会」の開催や健康推進員連絡協議会など各種団体事業への参画、協力をより一層進めます。特に要望の多い高齢者の健康づくりや介護予防活動の一環としてニュースポーツの普及指導をおこなっていきます。また、委員の活動として居住地域のスポーツ課題や要望に向き合って、解決・実現に向けて市等関係団体と調整を進めます。

【第1期計画の実績やアンケート結果からみた現状と課題】

スポーツ推進委員は、地域からの推薦に基づき教育委員会が委嘱する市の非常勤職員であり、本業と兼ねることが一般的です。このため、スポーツ事業や協議会運営が過度な負担とならないよう、地域間の均衡を保つなどの調整や人材育成を続ける必要があります。

また、今回の市民アンケート結果から、生涯スポーツを支えているスポーツ推進委員を「知らない」と答えた人が53%（前回42.3%）であるため、その活動がまだまだ浸透していないということが言えます。今後も、推進委員協議会の事業開催や各種団体への協力・連携を進めてニュースポーツや障がい者スポーツを普及させることによって、推進委員の活動をアピールし、その役割を市民へ伝えていく必要があります。

【推進の方策】

- ①スポーツ指導の熱意と能力があり、地域において効果的に連絡調整を行うことができる人材を、性別や年齢のバランスに配慮しつつ、スポーツ推進委員に委嘱し、スポーツの実技指導者、コーディネーターとして一層の資質向上を図ります。
- ②耐寒アベック登山大会などのロード競技三大会※18を市やスポーツ協会等と共に実行委員会を組織して、運営します。
- ③スローイングビンゴやディスコンなど、子どもから高齢者まで、だれもが気軽に取り組めるニュースポーツを普及させるため、スポーツ推進委員による地域振興協議会単位での指導を通じて、「ふれあいニュースポーツ大会」を主催します。
- ④市スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ・子ども会・地域振興協議会などのスポーツ事業への参画・支援を行います。
- ⑤市健康推進員連絡協議会や地域の健康推進員の活動、障がい者スポーツ団体等の活動を支援、協力して高齢者や障がいのある人にスポーツの機会を提供し、スポーツを実践する仲間づくりを推進します。

※17 スポーツ推進委員協議会 「付表 1. 主な生涯スポーツ・健康増進活動の実施団体」を参照ください。

※18 くりちゃんファミリーマラソン、耐寒アベック登山大会並びにびわこ栗東駅伝大会は市や市スポーツ協会、スポーツ推進委員協議会、金勝学区地域振興協議会などで構成するロード競技三大会実行委員会が競技団体等の協力を得て開催・運営しています。

◆方策(3) 競技スポーツ推進への取組み

【推進の方向性】

人は、生涯を通じてスポーツに親しみ、健康で豊かな生活を営みますが、その一環として競技スポーツがあります。自己の努力や鍛錬、指導者や様々な人々の応援のもと頂点を目指します。そのひたむきな姿、高度な技術、活躍は市民だけでなく地域や日本、世界中に大きな感動と勇気を与えてくれます。

また、オリンピックや国スポ・障スポ大会などの対応を契機に、高度な競技技術も求められています。より専門的であり、競技スポーツに関わる市民や団体に対する活動協力や支援が必要です。

【アンケート結果からみた現状と課題】

年間を通じて、市内では様々なスポーツ大会が開催されています。社会的な風潮や個人、家族志向、また、競技スポーツのつらさや忍耐が敬遠されることなどから競技スポーツへの参加者が少なくなってきていますが、生涯スポーツを実践するにあたってのライフステージや各種大会への参加は、自信や目標ともなり重要です。

今回のアンケートでも、競技会や大会出場を視野に入れたスポーツを、『よくする』、『非常によくする』と答えた人が8%、『まれにする』、『時々する』と答えた人は23%であるのに対し、『しない』と答えた人は66%となっています。

少子化による児童生徒数が減少すると共に、年齢を問わずスポーツへの関心や取組みが敬遠されがちで、競技性の高いトップアスリートを目指す選手が少ないのが実情です。

国スポ・障スポ大会をはじめとする全国大会や国際大会が増加するなか、大会で活躍する選手を発掘、育成するには、選手個人だけでなく、指導者や関係団体との連携や支援が必要です。

【推進の方策】

- ①競技スポーツの指導者としての資格を有する人材を活用し、競技者の能力向上や、競技人口の拡大を図ります。
- ②競技団体や市スポーツ協会などが取り組んでいる競技性が高いスポーツイベントへの支援を行います。
- ③競技ルールや競技環境の変化に対応したスポーツ施設の整備と改修を行います。
- ④市スポーツ協会を通じて、全国大会や国際大会などの大会参加者や優秀な成績を収めた選手や競技団体の表彰を奨励し、競技の質や意欲の向上に努めます。



4 魅力あるスポーツ環境の整備・活用と施設の充実

(趣旨)

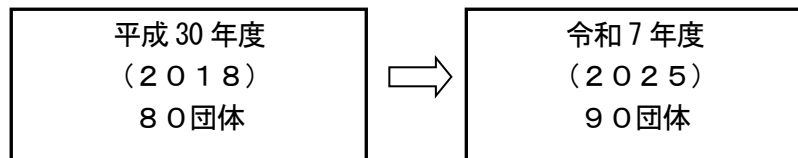
本市のスポーツ施設には、市民体育館、栗東運動公園野球場をはじめ、野洲川運動公園陸上競技場、平谷球場等の社会体育施設や小・中学校の学校体育施設があります。これらの施設は、建設から長い時間が経っているため、適宜修繕・改修することにより既存施設の長寿命化と安心安全な施設管理を図り、スポーツを「する、みる、ささえる」施設として利用促進を図ります。

また、既存施設を最大限に活用することを基本とする国スポ・障スポ大会の滋賀県開催は、本市のスポーツ施設の改修・整備を検討・実施する機会と捉えて大会後の活用も念頭に置いた整備を進めます。

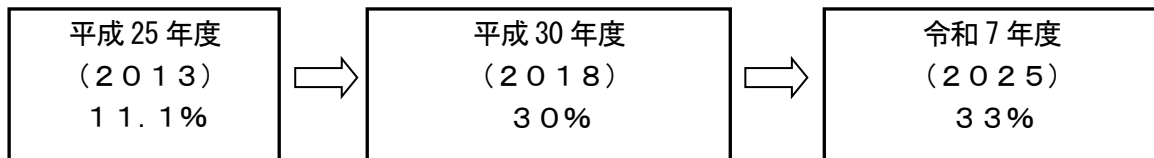
こうした施設管理の方向性の下、積極的に公共施設をスポーツ事業に開放・活用することにより地域住民の多様なスポーツのニーズに幅広く対応します。

(指標・目標)

① 学校体育施設利用登録団体数（年間）



② アウトドアスポーツ(月1,2回以上)の実施率



◆方策(1) 公共スポーツ施設、身近な施設の有効活用、活性化への取組み

【推進の方向性】

市民が日常的にスポーツを実践するには、気軽にスポーツに親しむことができる場所の確保が欠かせません。容易に施設の新設設置がかなわない中、多様化するスポーツニーズに応えるために公共スポーツ施設の利便性の向上を図るとともに効率的な管理運営を促進します。

また一方では、遊休地や遊休施設、公園、空地、屋内のスペースや会議室などの生活空間の活用を促進し、企業や近在の大学に対しては施設だけでなく優れた人材も広く市民のスポーツ振興に活かされるよう連携体制の構築に努めます。

【第1期計画の実績とアンケート結果からみた現状と課題】

当市の社会体育施設には、体育館4、野球場2、テニスコート3、陸上競技場、グラウンドゴルフ場、弓道場などがあります。建物は築30年を超えており修繕や改修により長寿命化を進めています。また、第2期計画の期間中に国スポ・障スポ大会が市民体育館を会場に開催される予定であり、これを踏まえて、引き続き安心・安全で快適な施設・設備の充実に努める必要があります。※19

今回のアンケート結果では、1、スポーツをしたいと思うが場所が遠いか、との問いには「思わない」40.8%、「どちらともいえない」38.2%、「そう思う」18.2%となっており、不便に感じる人は少なくなっています。年齢別にみても、遠いと思う人が、20・30・40・50・60・70歳代がそれぞれ25.9%、22.2%、20.2%、11.7%、10.2%、24.1%と大きな差は認められません。地区を単位とするスポーツ施設の設置計画が効果を上げていることが見てとれます。

【推進の方策】

- ①市民が気軽にスポーツを続けられるようスポーツ施設や設備等の利便性・効率性の向上に向けて検証し、計画的な改善を図ります。
- ②近隣市との社会体育施設の利用優遇制度が相互に活用されるよう制度の周知に努めます。
- ③連携を進めて、企業や大学が持っているスポーツ施設や人的資源の活用を促進します。
- ④公園や広場などの屋外だけでなく屋内においても少人数、省スペースで楽しめるスポーツを提案・普及します。
- ⑤市民のスポーツへの取り組む意欲を喚起できるよう、民間事業者とお互いの持つ資源を有効活用できる取組みを検討していきます。

※19 本市の社会体育施設は、昭和56年に開催された滋賀国体を契機に逐次整備されてきたが、体育館については昭和62年設置の治田西スポーツセンター以降、新設されていません。フィールドについても既設の公園内にてテニスコートやグラウンドゴルフ場など設置が行われるものの、新設は平成3年大宝テニスコート、平成10年弓道場、以降は行っていません。

◆方策(2) 安全で気軽にスポーツに親しめる環境づくりへの取組み

【推進の方向性】

身近な場所でのジョギングや散歩、社会体育施設や学校体育施設、民間施設を利用したスポーツ・レクリエーションなど、いろいろな場で多様な団体や個人が活動をおこなっています。誰もが安全で気軽にスポーツができるよう、既存の体育施設・設備、駐車場、ナイター施設などの管理や整備に努めます。また、これら施設等を最大限に活用するため使用区分・方法・料金体系等を検証します。さらに、スポーツ事故の抑止・被害の深刻化を防止するため、指導者の資質向上や救急器具等の整備に努めます。

【第1期計画の実績やアンケート結果からみた現状と課題】

今回のアンケート結果から、子育て世代とも重複する30歳代・40歳代は、スポーツ活動に費やす時間の確保も難しい状況が見えます。就労者のスポーツ普及には企業の協力とともに施設の利用体系（利用時間や料金等）に関しても検証する必要があります。また、高齢者、障がいのある人、乳幼児を連れた人などが利用しやすい施設の整備・改修が必要です。

【推進の方策】

- ①学校教育に支障がない範囲で小学校運動場及び体育館、中学校柔剣道場及び体育館をスポーツ開放事業の登録団体に開放し、施設の活用を推進します。
- ②スポーツ傷害に関する知識やリスクマネジメント※20を習得するための指導者養成講座・研修会の開催を進めます。
- ③スポーツ施設にAED※21を配置して利用者に使用手順等を周知するほか、緊急事態対応マニュアルを常設します。
- ④スポーツ施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化※22を推進します。
- ⑤ニュースポーツをはじめとするスポーツ用具の貸し出しについて、を充実・啓発を行います。
- ⑥自然環境を活用したハイキングなど、アウトドアスポーツの振興に努めます。

※20 リスクマネジメントとは、各種の危険や不測の事態を回避、低減する管理手法（あり方）を言います。

※21 AED（自動体外式除細動器）は、けいれん（細動）して血液を流すポンプ機能を失った状態の心臓に対して機械が自動的に電気ショックを与えて正常なリズムに戻す医療機器です。音声や画像に従って市民も操作できます。

※22 ユニバーサルデザインとは、文化、言語や老若男女の違い、障がいの有無や能力の差異などに関わらず利用できる施設、製品などを指します。

◆方策(3) 学校体育施設の有効活用促進への取組み

【推進の方向性】

学校体育施設は、学校教育に支障がない範囲でスポーツ施設を活用する事業として、年間通じて多くの市民に活用されています。身近な生活圏にある学校体育施設の安心で安全なスポーツ開放を進めていきます。

【第1期計画の実績や現状と課題】

本市では、3つの中学校の体育館・柔剣道場、9つの小学校の体育館・運動場を学校体育施設スポーツ開放事業に利用しています。学校体育施設スポーツ開放は、社会体育施設と異なって利用の決定が学校の空き時間確定後となるため、恒常的或いは数ヶ月先を見越した利用予約ができません。また、ルール変更があった場合にも特定の競技用の改修等に十分な対応ができない状況にあります。そのような中でも、これら施設を多くの団体がスポーツ・レクリエーション活動に活用しており、生涯スポーツ振興の重要施設となっています。

また、近年は、利用団体の増加や広域・多様化もあり、限られた施設が公平、効率的に活用されるように運営方法の検証や改善、利用ルールの徹底が必要となっています。

【推進の方策】

- ①学校教育に支障がない範囲で小学校運動場及び体育館、中学校柔剣道場及び体育館をスポーツ開放事業の登録団体に開放し、施設の活用を推進します。
- ②利用団体の責任者・指導者の管理下で安全なスポーツ活動を促進します。
- ③安心で安全な施設を提供できるよう関係機関と連絡調整するほか、広く利用者からの意見・要望を聞く機会を設け、利用者の意見が反映される運営をおこないます。
- ④公平で公正な利用手続きの敢行、利用ルール厳守とマナーの向上を図ります。
- ⑤ナイター設備やトイレなど付帯施設の管理を充実します。



5 スポーツを通じた交流・連携の促進とスポーツ関連情報の充実

(趣旨)

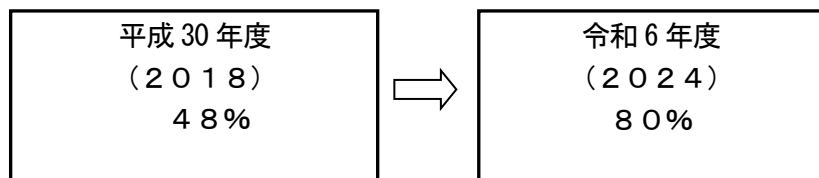
第2期計画期間中には、東京2020大会、WMG2021関西など大規模なスポーツ競技大会の開催が予定されており、世界各地から多くの方がわが国、関西エリアを訪れます。

さらに、令和6年には滋賀県で国スポ・障スポ大会が開催されるため本県・市に全国から競技者・関係者が来訪されます。世界・わが国のトップアスリートが繰り広げる競技を「みる」「ささえる」機会として、本市でも、適宜情報提供することによって国際的、広域的な交流を促進します。

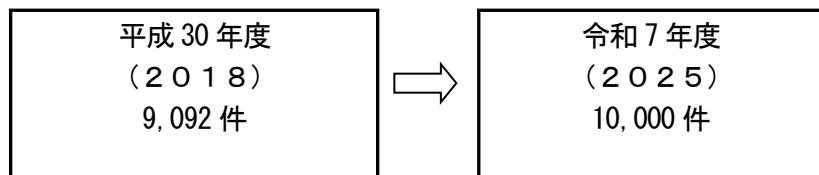
また、こうした大規模なイベントだけでなく、日々の生活や活動に密着した、各種のスポーツ・レクリエーションの開催情報やスポーツ施設の利用案内・予約状況など、市民のだれもが身近にスポーツを楽しむことのできる情報などを発信していきます。

(指標・目標)

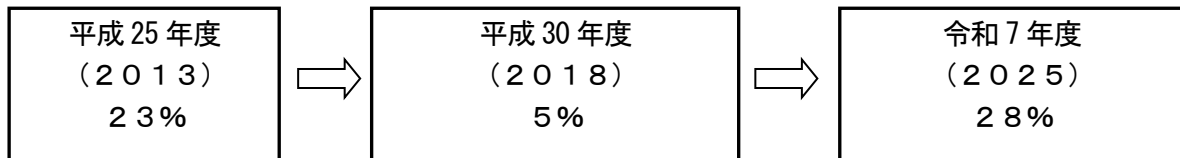
①令和6年開催の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の認知率



② 社会体育施設ホームページアクセス数



③ スポーツその他社会活動へのボランティア支援(月1,2回以上)の実施率



◆方策(1) 地域の特色を活用したスポーツイベント等への取組み

【推進の方向性】

金勝山系の大自然や歴史など、特色ある地域の観光資源を取り入れたスポーツイベントの開催は、地域を活性化に導き、人やそれに関わる団体、企業などとの結びつきを強化します。また、近隣の大学との連携を推進することで、学生等の新しい発想から新たなスポーツ資源の発見、活用が期待されます。地域から発信できる事業を推進します。

【第1期計画の実績や現状と課題】

本市では、60回以上の開催を誇る耐寒アベック登山大会をはじめとして、くりちゃんファミリーマラソン、びわこ栗東駅伝など、歴史・自然を活かしたスポーツ事業に多くの参加者が集います。

また、「馬のまちりっとう」にふさわしい『馬に親しむ日』事業※23を企業等と連携して開催しています。

今後も、歴史・文化、産業・経済などの多様な分野を視野に入れて企業や大学等と連携したスポーツイベントの創出や活性化を図る必要があります。

【推進の方策】

- ①地域から発信するシンボルイベントの創出に向けた取組みを進めます。
- ②特色ある歴史や自然環境、地域特性を活かしたイベントを開催、支援します。
- ③耐寒アベック登山大会やくりちゃんファミリーマラソン、びわこ栗東駅伝など、自然環境と一体化したスポーツ事業を実施します。
- ④スポーツ事業において、競技だけでなく参加者同士の交流が図れるよう事業の内容を工夫していきます。
- ⑤地域のスポーツ資源について意見交換の場を設定するなど、大学との連携の方策を検討します。

※23 「馬に親しむ日」事業は、昭和56年第36回国体において日本中央競馬会栗東トレーニングセンターの施設を借りて馬術競技が開催されたことを機に、馬術や乗馬に親しむ機会として始まりました。この事業開催にあたっては、トレーニングセンターと連携して毎年1回開催しています。

◆方策(2) 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を進める環境づくりへの取り組み

【推進の方向性】

令和6年に開催される国スポ・障スポ大会は、県民一人ひとりが大会に親しみ、様々な形で「みる」「ささえる」ことにより、大会の実現を目指します。本市でも、広域的な交流を促進します。また、地域の特色を生かしてスポーツによる健やかな、心豊かな人づくりと世代間交流事業の活性化やスポーツボランティア制度の導入と定着に努めます。

【第1期計画の実績とアンケート結果からみた現状と課題】

令和6年の国スポ・障スポ大会の開催には、市民や関係団体の協力が必要ですが、それには、スポーツを「ささえる」活動に対する市民意識・意欲の醸成に努める必要があります。また、大会の具体化に伴って情報発信、滋賀県スポーツボランティア登録制度※24の普及促進、市スポーツボランティア制度導入を検討する必要があります。

今回のアンケートでは、「国スポ・障スポ両方の開催を知っている」との回答は16%、「国スポだけを知っている」32%、「障スポだけ」が1%となり、「どちらの開催も知らない」は45%となります。また、開催の時期や競技種目のことを「国スポ・障スポ両大会ともだいたいわかる」が6%、「国スポだけ」が24%、「障スポだけ」が1%なのに対し、「どちらも知らない」との回答が62%に及んでいます。これは観戦希望者の数値にも反映し、「両大会とも観戦したい」との回答が19%、「国スポだけ」が11%、「障スポだけ」が2%で「観戦するつもりがない・興味がない」と答えた方が58%に及んでおり、大会への周知と、気運の醸成に努める必要があります。

また、令和元年の茨城国体の文化プログラムとして初めて開催されたeスポーツ ※25は、従来のスポーツと異なり、年齢や性別、また障がいの有無などに関係なく誰もが参加できる新しいスポーツです。大会に参加する人たちのすそ野を広げるためにも、取り組む必要があります。

【推進の方策】

- ①国スポ・障スポ大会の情報を発信して認知度や開催機運の醸成を計ります。
- ②市・県域を越えた広域的なスポーツ交流を推進します。
- ③世代間交流を推進するイベントの開催を促進します。
- ④県や競技団体と連携して、国スポ・障スポ大会の運営支援ボランティアの募集・養成システムを構築します。
- ⑤スポーツを介して健康・体力増進、地域活性化等に取り組む団体との連携を深めます。
- ⑥eスポーツなど、新しいスポーツの可能性を検討します。
- ⑦大会レガシー※26の活用に取り組みます。

※24 ボランティアを探しているイベント主催者とボランティアとしてイベントに参加・協力したい人とを結びつける制度。滋賀県が公益財団法人滋賀レイクスターズに業務を委託し、「ゲームコンダクターSHIGA」としてスポーツボランティアの募集や研修・活動情報の提供等を開始しています。

※25 「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。

※26 令和6年の国スポ・障スポ大会に向けた開催基本構想の中で、両大会の準備や運営によって得られる経験や生み出される成果を一過性のもthingとすることなく、大会終了後のレガシーとして創出し、次世代に継承することができるよう、取組を推進していくことが記載されている。

◆方策(3) スポーツ情報の充実と整理、発信への取組み

【推進の方向性】

スポーツ情報には、施設利用状況、利用案内などの活動場所に関する情報だけでなく、競技の案内や結果に関する情報、教室、講座など開催事業に関する情報、団体の活動情報などさまざまなものがあります。さらには、健康増進、傷害予防、効果的なトレーニング方法や健康的な生活習慣に関する情報など、市民の主体的な活動を支えていくためには、一人ひとりのニーズに応じた多様な情報を効果的に提供していくことが重要です。子育て世代や障がい者、高齢者など情報が届きにくい人々への提供方法を検討、工夫していきます。

また、施設の利用案内などに関しては、情報提供の充実が求められています。ホームページの充実を図るなど、スポーツに関する情報を広く市民に提供し気軽に情報にアクセス出来る環境づくりを推進します。

【第1期計画の実績や現状と課題】

社会体育施設の予約状況や各種スポーツイベント情報を市やスポーツ協会がホームページで公開しています。施設利用者は年々増加しており、情報公開により市民が気軽にアクセスできる環境が整いつつある状況にあります。今後も、施設の利用状況やイベント情報だけでなく、健康増進や傷害予防などスポーツに関する様々な情報を発信していく必要があります。

【推進の方策】

- ①情報の内容・量・スピード性などに応じて、本市や市スポーツ協会・社会体育施設のホームページ、フェイスブックや広報誌を活用し、スポーツ情報を提供します。
- ②スポーツガイドマップ等の冊子により施設の紹介や利用方法などの情報提供に努めます。
- ③健康・体力増進、疾病・生活習慣病の予防・悪化防止に役立つ情報を提供します。
- ④既存の社会体育施設利用情報の閲覧システムに加えて施設予約など、利用者の利便性向上を図るため機器・システムの更新を検討していきます。
- ⑤東京2020大会、WMG2021 関西に関するイベントへの参加者やボランティア情報の提供を行い、開催に協力するほか、連携した事業を検討します。

■第5章 計画推進のために必要な事項

計画の推進に向けては、市民、地域やスポーツ関係団体、学校・園、行政などが、協働して活動すると同時に、それぞれが主体的なスポーツ推進の担い手となって取り組むことが重要です。それぞれの役割を十分理解し、互いに連携・協働しながら推進することも求められます。

(1) 多様な主体による計画推進のための役割

【行政・関連団体】

① 市

計画の基本理念「健康で元気！笑顔あふれるスポーツ市民りっとう！」の実現を目指し、限られた地域資源を有効活用するとともに、市スポーツ協会、地域振興協議会、総合型地域スポーツクラブ、障がい者スポーツ指導者協議会など、関係団体との連携を密にし、市民に様々なスポーツ活動への参加、協力を促します。

また、国スポ・障スポ大会の開催・運営やレガシーの活用を視野に入れた施策を展開します。

② 市スポーツ協会等スポーツ団体

スポーツによる健康増進や競技力の向上に努めて明るい市民生活の実現を目指します。この目標の達成に向けて、国スポ・障スポ大会の開催・運営や各種スポーツ大会、スポーツ教室の開催、スポーツ情報の提供や指導者の派遣育成など、市民がスポーツに親しめる機会の充実を図ります。また、各種団体との連携・協力によりスポーツ人口の拡大や習慣化につながる活動を展開します。

③ 市スポーツ推進委員協議会

指導者としての知識や技術の習得に努めるとともに多様なスポーツニーズに対応するため、行政と市民の調整役として地域スポーツを推進し、日ごろスポーツをしない人への動機付けやスポーツの楽しみ方の啓発などを通じて、本計画の施策の実現を目指します。

④ 健康福祉関連団体

市民、特に高齢者等の健康増進、傷害予防等の観点から、生涯スポーツのみならず食育、コミュニケーションなど健康維持のための方策と意識づくりを推進します。

⑤ 学校（小・中）・園（幼・保）

幼児や児童の健全育成のため、学習、遊び、スポーツなどの場と機会を提供します。

そして、児童・生徒の体力向上や運動機会を確保するため、学校体育、運動部活動の充実を図ります。また、学校体育施設の開放を促進し、市民の身近なスポーツ活動の場の創出に協力します。

⑥ 国・県

国、県が所管するスポーツ施設の有効利用、指導者の派遣、連携による指導、補助等が期待されます。

【市民・関係機関】

① 市民・アスリート

スポーツは、生涯を通じて人類共通の文化であると言われています。健康づくりや体力増進・強化に努め、あらゆるスポーツ活動に積極的に取り組むことが期待されます。スポーツを「する」ことのほか、スポーツを通じた交流・ボランティア活動への参加、スポーツの観戦や応援など、スポーツを「みる」「ささえる」活動により地域の活性化、興味・関心の高まりが期待されます。

② 自治会・地域振興協議会などの地域団体

子どものスポーツ環境の充実と参加意欲の促進を図るため、学校を中心としたスポーツ行事への積極的な参加・協力が期待されます。また、だれもが参加しやすいスポーツイベントの開催やスポーツを中心とした地域活動への支援が期待されます。

③ 総合型地域スポーツクラブ・民間スポーツクラブ・サークル

市民のスポーツ活動の受け皿となるだけでなく、スポーツを盛り上げるための各種スポーツイベント、教室等への協力・協働が期待されます。

④ 大学・企業

指導者の派遣、施設の有効利用、各種団体との連携によるスポーツイベントや人材育成のための研修会の開催など、大学、企業の保有する資源（施設、人材、情報など）の活用が期待されます。

⑤ 医療機関等

スポーツ傷害の防止、介護予防などの施策や事業の中で医学・科学的な効能や注意事項が活かされるよう、市や競技団体と医療機関との間にアドバイスや協力・支援を受けられる関係を結ぶことが望まれます。

⑥ プロ・実業団などトップスポーツチーム

スポーツへの関心を高め、地域の誇りとなる資源として市民が愛着を持ってサポートし、その一方で総合型地域スポーツクラブなど地域のスポーツ団体への指導者派遣・教室開催等の支援を授受できる関係を築くことにより「みる」スポーツの普及、さらにはアスリートを目指す青少年の競技力の向上に効果が期待されます。

（２）計画の進捗状況の検証と計画の見直し

【計画の検証（PDCAサイクルの活用）】

計画の進捗状況については、計画に定めた指標によりP（Plan：計画策定）D（Do：実施）C（Check：検証）A（Action：見直し）サイクルを随時活用し評価・検証します。また、情勢の変化等が生じた場合、検証に基づき見直します。

1. 主な生涯スポーツ・健康増進活動の実施団体

活動機関名	設置目的・活動概要	団体数・人数
(公財) 栗東市スポーツ協会	<p>市民の心身の健康づくり、明るく豊かな社会の実現のためスポーツの普及をはじめ競技及び生涯スポーツの推進を図ります。</p> <p>・加盟団体：野球、陸上競技、水泳、ソフトボール、バレーボール、卓球、サッカー、柔道、銃剣道、剣道、相撲、空手、弓道、ゴルフ、乗馬、テニス、ソフトテニス、バスケットボール、ボウリング、体操、パドミントン、ママさんバレーボール、少林寺拳法、ゲートボール、ビッチボール、グラウンドゴルフ、ヨット、スリング、スポーツチャンバラ、スローイングビンゴ、シアー、吹矢</p> <p>・協力団体の競技種目：自転車、ライフル射撃、スキー、なぎなた、アーチェリー、クレー射撃、山岳、スケート、ハンドボール</p>	<p>加盟：33 団体 (スポ少本部含む)</p> <p>協力：9 団体</p>
栗東市スポーツ推進委員協議会	<p>スポーツ推進委員は、住民へのスポーツ指導・助言、スポーツ活動の促進のための組織育成、行政機関等がおこなう行事又は事業への協力等を職務とする、教育委員会が委嘱した非常勤の公務員です。協議会は委員により構成され、委員の職務を総合的に掌握、執行する機関です。</p>	<p>27 人 (9 学区×3 人)</p>
<p>総合型地域スポーツクラブ</p> <p>・ 治西ゆうあい スポーツクラブ</p> <p>・ 総合型クラブ NPO 法人 りっとう</p>	<p>総合型地域スポーツクラブは、地域住民が主体的、自主的に運営するコミュニティクラブで、スポーツ・文化活動のほかその地域課題の解決に向けた取り組みを進めます。市内には、次の2クラブがあります。</p> <p>地域のふれあいの場を広げ、「人とひと」の関係を大切にした多世代型クラブを目指しています。</p> <p>カルチャー、レクリエーション、競技スポーツのカテゴリーを備えて、生涯にわたり幅広い活動ができるクラブを目指しています。</p>	<p>99 人</p> <p>147 人</p>
栗東市スポーツ少年団	<p>スポーツ少年団は、スポーツを楽しみ、野外・文化・社会活動などを通じて協調性や創造性を養い、社会のルールや思いやりのこころを学ぶことを目的として多様な団体が活動しています。</p> <p>本市では、野球、サッカー、バレーボール、バスケットボール(ミニバス)、剣道や柔道などの競技団体があり、本部は市スポーツ協会の傘下で単位少年団を統括します。</p>	<p>20 団体</p>
栗東市健康推進員協議会	<p>健康推進員は、地域で健康づくりのリーダーとなって栄養、運動、生きがい等の知識、技術の普及、食生活改善等の役割を担っています。協議会は、委員の職務を総合的に掌握、執行する機関です。</p>	<p>131 人</p>
<p>地域振興協議会 (スポーツ担当部会)</p>	<p>この協議会は、小学校区を単位として地域内の多様な活動団体を統括して、各団体相互に連携を取りながら地域の課題解決や活性化に取り組みます。その一分野として生涯スポーツの普及・振興を担う部会があります。</p>	<p>9 団体</p>

(団体・人数は令和2年6月現在)

2. 社会体育施設とその利用者数

(単位：人)

施設名称	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
市民体育館 第1アリーナ	32,663	34,863	36,594	50,298	41,695	36,641
市民体育館 第2アリーナ	13,614	16,615	16,334	18,812	18,203	16,111
市民体育館 トレーニング室	8,822	10,062	9,986	11,199	9,299	8,205
野洲川体育館	20,203	21,169	22,399	21,137	22,807	23,169
治田西スポーツセンター	18,336	20,872	19,438	19,539	21,336	18,480
十里体育館	16,106	15,386	14,084	16,424	17,570	20,423
栗東運動公園 野球場	16,264	16,037	17,192	24,111	23,992	18,428
栗東運動公園 テニスコート	5,695	7,077	7,121	11,050	9,462	5,413
野洲川運動公園 陸上競技場	18,244	18,309	21,690	29,961	28,812	13,692
野洲川運動公園 グラウンドゴルフ場	18,609	18,149	16,522	19,289	17,475	16,588
野洲川運動公園 テニスコート	9,722	15,261	7,655	10,236	10,330	7,181
野洲川運動公園 ソフトボール場	22,548	33,349	27,112	34,247	38,623	28,086
野洲川運動公園 芝グラウンド他	2,615	7,835	906	4,426	1,977	1,037
大宝テニスコート	5,056	5,640	5,790	5,454	4,276	3,560
平谷球場	7,551	10,182	9,502	10,751	10,847	13,477
弓道場	29	54	41	102	72	78
合計	216,077	250,860	232,366	287,036	276,776	230,569

※令和元年度は、野洲川運動公園陸上競技場の施設改修工事のため4ヶ月間(5～9月)の施設利用停止、3月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため子ども(小・中・高)の利用自粛要請、また自主事業を全て自粛したことから利用者数が減少している。

3. 学校体育施設スポーツ開放事業

(単位：団体)

年度	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
登録団体数	80	84	85	84	80	77

4. 栗東市スポーツ推進委員協議会の活動

活動の区分	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
各種団体等への派遣指導	23 事業	11 事業	16 事業	18 事業	16 事業	22 事業
主催・共催事業の実施	5 事業	5 事業	6 事業	6 事業	6 事業	6 事業
研修・講習会への受講参加	11 件	10 件	11 件	16 件	13 件	12 件

5. 栗東市教育委員会のスポーツ事業後援

年度	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元
教育委員会の後援事業	16 事業	18 事業	24 事業	26 事業	19 事業	17 事業

〔 栗東市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱 〕

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条第1項の規定に基づき、栗東市スポーツ推進計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、市内のスポーツ活動を行う団体等から専門的かつ幅広い意見を反映させるため、栗東市スポーツ推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織及び役割)

第2条 委員会は、別に定める団体の代表者等により組織し、次号に掲げる事項について助言を行う。

- (1) 計画(第2期)の策定に関すること
- (2) その他計画に関すること

(委員)

第3条 委員会は、次に掲げる団体の推薦等による委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者(1名)
- (2) 公益財団法人栗東市スポーツ協会(1名)
- (3) 栗東市スポーツ推進委員協議会(1名)
- (4) 栗東市スポーツ少年団(1名)
- (5) 栗東市健康推進員連絡協議会(1名)
- (6) 栗東市内総合型地域スポーツクラブ(1名)
- (7) 栗東市自治連合会(1名)
- (8) 公益社団法人栗東青年会議所(1名)
- (9) 滋賀県障害者スポーツ協会(1名)
- (10) 小・中学校(1名)
- (11) 幼稚園(幼稚園・保育園)(1名)
- (12) 公募委員(2名)

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選、副委員長は委員長の指名によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画(第2期)の策定が完了するまでとする。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議の円滑な運営を図るため、連絡調整機関として栗東市スポーツ推進計画策定連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

3 連絡会議は、計画に基づきスポーツを推進する関係課の職員をもって構成する。

4 連絡会議の委員は、教育長が指名する。

(庶務)

第6条 委員会及び連絡会議の庶務は、教育委員会スポーツ・文化振興課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則 この要綱は、平成24年12月4日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年4月20日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

[第2期栗東市スポーツ推進計画 策定委員会 委員名簿]

役 職	氏 名	所 属 団 体	備 考
委員長	久保 和之	龍谷大学	学識経験者
副委員長	武村 文勝	栗東市スポーツ推進委員協議会	
委 員	宮城 安治	公益財団法人 栗東市スポーツ協会	H31.4～ 竹村 健 前委員より引継
委 員	梅景 康裕	栗東市スポーツ少年団	
委 員	小田 和美	栗東市健康推進員連絡協議会	
委 員	大塚 政行	治西ゆうあいスポーツクラブ	
委 員	國松 完二	栗東市自治連合会	H31.4～ 大角 實 前委員より引継
委 員	小南 久也	公益社団法人 栗東青年会議所	
委 員	原 陽一	滋賀県障害者スポーツ協会	
委 員	安土 憲彦	栗東中学校	
委 員	中島 浩子	大宝幼稚園	
委 員	高橋 良幸	公 募	

〔 第 2 期栗東市スポーツ推進計画策定委員会 経過 〕

◆第 1 回	平成 30 年 12 月 18 日 (火) 内容：設置要綱の確認、委員長・副委員長の選出、住民意識調査の内容協議
◆第 2 回	令和元年 10 月 30 日 (水) 内容：住民意識調査の結果を基に、第 2 期栗東市スポーツ推進計画(案)の内容検討
◆第 3 回	令和元年 12 月 17 日 (火) 内容：第 2 期栗東市スポーツ推進計画(案)を基に協議
◆第 4 回	令和 2 年 2 月 12 日 (水) 内容：第 2 期栗東市スポーツ推進計画(案)を基に詳細協議
■パブリックコメント実施 (栗東市ホームページ、市内各コミュニティセンター等)	実施期間：令和 2 年 3 月 27 日(金) ～ 令和 2 年 4 月 24 日(月) 第 2 期栗東市スポーツ推進計画(案)
◆第 5 回	令和 2 年 5 月 (※新型コロナウイルス感染症の拡大防止により書面にて開催) 内容：パブリックコメントの結果報告 第 2 期栗東市スポーツ推進計画(案)を基に協議 (最終確認)

本計画は、持続可能な開発目標※ (SDGs : Sustainable Development Goals) の 17 のゴールのうち 2 つのゴール(3, 11) と強い関連性を持つことから、スポーツ推進の目指す姿を SDGs の理念や目標の一部を共有するものとして位置付けます。



令和 12 (2030) 年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」

関連性が強い 2 つのゴール

※ 持続可能な開発目標：平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標。

第2期 栗東市スポーツ推進計画

発行：令和 2年 6月

発行者：栗東市教育委員会

編集：栗東市教育委員会 スポーツ・文化振興課

〒520-3015 滋賀県栗東市安養寺三丁目1番1号

TEL 077-551-0318 Fax 077-552-5544
